

# 仮想通貨の実務対応報告案、示される

— ASBJ、実務対応専門委

去る10月5日、企業会計基準委員会では第108回実務対応専門委員会を開催した。

今回は、仮想通貨に係る会計上の取扱いと、前回に引き続き、権利確定条件付き有償新株予約権の会計処理に関する実務対応報告公開草案に寄せられたコメント対応が検討された。

主な審議事項は次のとおり。

## 仮想通貨に係る会計上の取扱い

(1) 仮想通貨の売却損益の認識

時点  
親委員会での再検討  
(2017年8月20日・9月1日合併号(No.1488)情報フ  
ラッシュ参照)を踏まえて、次  
のような文案が示された。

13項 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者とは、仮想通貨の売却損益を、当該仮想通貨の売却契約が成立した時点において認識する。

これに対して専門委員会からは、「当該仮想通貨の売却契約が成立した時点」について、さまざまなパターンが考えられることから、「何らかの開示が必要では？」等の意見が聞かれた。

(2) 顧客からの預かり資産(仮想通貨)に関する会計処理  
事務局は、資産および負債の認識に関する実務上の取扱いとして、仮想通貨交換業者は、預託者から預かった仮想通貨を預るとし、同時に、預託者に対する返還義務を負債として認識する旨の文案を示した。なお、当該資産の当初認識時の帳簿価額は、預かった時の時価により算定するとされている。

(3) 仮想通貨の期末評価(活発な市場の有無)  
仮想通貨交換業者へのアウトリーチを踏まえた結果、活発な市場の判断規程が見直され、次の文案が示された。

10項 第7項注(三)に示した保有する仮想通貨の取引に係る活発な市場の有無に関し、仮想通貨の保有者である仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する仮想通貨については活発な市場が存在しない仮想通貨に分類し、それ以外の仮想通貨については「活発な市場が存在する仮想通貨」に分類する。

14項 仮想通貨交換業者が仮想通貨の売却取引を行う場合、当該仮想通貨の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を、損益計算書に表示する。  
また、仮想通貨交換業者は、仮想通貨の取引に係る売却損益及び保有する仮想通貨に係る評価損益を、損益計算書において一括して仮想通貨運用

通貨」に分類する。  
(1) 仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において取引の対象とされていない仮想通貨  
(2) 仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において取引の対象とされているが、売買・換金を行うことが可能な程度に十分な流動性を有しない仮想通貨  
(注)第7項の文案は、「仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者とは、保有する仮想通貨(預託者から預かった仮想通貨を除く以下同じ)について、活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する。」である。

(4) 仮想通貨交換業者の損益計算書上の表示  
事務局より、次の文案が示された。

また、仮想通貨交換業者は、仮想通貨の取引に係る売却損益及び保有する仮想通貨に係る評価損益を、損益計算書において一括して仮想通貨運用

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
11月10日(金)まで	① 源泉所得税・特別徴収住民税の納付(平成29年10月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
11月30日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成29年9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成29年8月期) 2カ月延長(平成29年7月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(9月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3、6、9、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(9月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3、6、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
(付記) 国税庁「税を考える週間」(11月11日～11月17日)		

損益などの適当な科目名で表示する。

**権利確定条件付き有償新株予約権のコメント対応**

今回は質問3(注記)、質問4(適用時期および経過措置)、質問5(その他)へ寄せられたコメントへの対応を検討した。

コメントを踏まえ、公開草案の文案を変更する可能性がある点を整理すると、次のとおり。

**【質問4】**

・経過的な取扱いによった場合、公正な評価単価の注記が不要な旨を明らかにすべき。  
↓10項②①に、不要な旨を追記する。

・本実務対応報告を適用した場合に、会計方針の変更として開示する必要があるかどうかを示す。

明確にしていたきたい。

↓10項③として、本実務対応報告の適用初年度において、これまでの会計処理と異なることなる場合および同項②を適用する場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う旨を追加する。

**【質問5】**

・遡及適用する場合、資本金の額を訂正する必要があるため、当該事項について調整すべき。

↓権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、新株を発行した場合における増加する払込資本の内訳項目は、会社法の規定に基づき決定することとなると考えられる。この点を明らかにするため、10項の文案を修正する。

会計

**評価性引当額の定義、再検討**

—ASBJ、税効果会計専門委

去る10月6日、企業会計基準委員会では第55回税効果会計専門委員会を開催した。

今回は、前回(2017年10月10日号(No.1492)情報フラッシュ参照)に引き続き、税効果適用指針案等へ寄せられたコメント対応が検討された。

主な審議事項は次のとおり。

**(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性**

前回まではコメントを踏まえて、回収可能性適用指針案67-4項を見直す文案が示されており、専門委員会や親委員会等多くの意見が聞かれていた。

事務局は再検討した結果(分類1)の例外処理は、完全支配

私は、監査法人在籍中、ミスをしたことで部下を叱ったことは少なかつたが、責任感や誠意のない対応については別であった。失敗は誰にでもあるが、その後の対応がその人の評価、そして将来を決めてしまうことが多いからだ。

誠意のない対応例として、メールでの謝罪がある。時々、メールで丁寧な謝罪文を送ってくる人がいる。明らかに些細なことであればそれでもよいが、そうでないときもある。メールを悩みながら書く時間があれば、すぐに電話等で連絡し、直接、報告と謝罪をすべきであろう。

監査はチームで仕事をしているので、チームの誰かが何らかの失敗をして監査先企業とトラブルになることがある。このようなどき、私は、できる範囲の事実確認をしたうえで、先方に速やかに電話で詫言、あらためて訪問する旨を伝えるようにしてきた。時には先方から、「そこまでは必要ありません。これからは気をつけてください」と言われることもある。大切なことは謝つたという事実ではなく、それを先方が受け入れてくれたかどうかという点だ。

訪問するときは、非を明確に認めて謝罪するとともに、経緯、原因、対応策を私がすべて説明

した。通常、監査報告会では部下がメインで説明し、私がポイントを強調するスタイルが多かったが、謝罪のときは、部下が同席してもすべて私が説明し、対応した。当然、先方からは大目玉となるが、自らが失敗した以上、しかたないのである。いざというときに逃げた対応をとると、それまで築き上げてきた信頼関係は一夜にして崩壊してしまう。

ただし、監査は投資家に対

会計人にとって必要なこと



する責任を負うものであるため、監査の過程でトラブルがあっても監査意見そのものは変えることができない。この点をご理解いただけるよう誠心誠意説明することになる。

謝罪するときは、先方の担当者本人にはもちろん、その上司にも詫言する。担当者は社内での自分の立場を悪くしているであろうから、担当者以上にその事実を理解してもらいたいと願っているからだ。

また、私の経験では明らかに

相手に非があると思うときでも、自分にも2割程度の非があるものだ。訴訟や金銭が絡む重要な問題に発展するものでない限り、先方の不手際を指摘する前に、2割の非を最初に詫言する勇氣も必要だ。たとえば監査人(部下)が修正を依頼し、その痕跡もあるのだが、会社は聞いていない、というときがある。修正依頼をしているはずだ、というのではなく、修正を依頼したものの、誤解のないようにわかりやすく伝えることができなかった点を謝罪する。信頼関係のある相手であれば、「おそらくウチにも問題があったのだと思います。次からこのようなお互いに考えましょう」となるものだ。このような関係は、日頃から相手とどのように接してきたかに大きく依存する。相手がミスをして反省しているときに、責め過ぎるようなことがあつては、信頼関係は築けない。実はこれらのことは、すべて尊敬する先輩からその行動や助言を通して教えてもらったことである。

失敗に対して逃げず、誠実に対処することにより、信頼関係はより深まることがある。

(会計・監査リサーチセンター)

関係にある国内の子会社株式の  
評価損のような場合に限定し、  
「子会社株式等に係る将来減算  
一時差異を対象とすることが望  
ましい」とのコメントに対して  
は、回収可能性適用指針案の提  
案を基本的に変えない方向性を  
示した。

これに対して専門委員から  
は、反対の声が聞かれなかった。  
未実現損益の消去に関する

#### 税効果

「資産負債法の採用を認める  
余地があるのでは？」とのコメ  
ントが複数寄せられていたた  
め、専門委員会や親委員会では、  
「資産負債法の選択適用案を認  
める理由について追加の確認が  
必要」、「繰延法を継続する論拠  
についての記載を見直すべき」  
等の意見が聞かれていた。

これらを踏まえて事務局は再  
検討した結果、企業の選択によ  
り資産負債法の採用も認めるこ  
とについて、一定のニーズはあ  
るが、日本基準のなかで2つの  
処理を並存させるほどのニーズ  
ではないと考えられ、繰延法の  
みを採用することが適当である  
との考えを示した。

#### 早期適用

税効果適用指針案等で会計処  
理の見直しを行ったものは、①  
個別財務諸表における子会社株  
式等に係る将来加算一時差異の  
取扱、「②子会社の利益のう

ち投資時に留保しているものに  
関する繰延税金負債の取扱い」  
である。

事務局は①の取扱いについて  
は早期適用のニーズがあるとす  
た。しかし、早期適用を認める  
ことの弊害を上回るほどの緊急  
性の高いニーズがあるとは必ず  
しもいえないと考えられること  
から、税効果適用指針案の提案  
どおり、会計処理に関する早期  
適用を認めない方向を示した。

#### 評価性引当額の定義

事務局は、評価性引当額の定  
義を明らかにし、注記開示を求  
めている対象範囲を明確化して  
はどうかとのコメントを受け  
て、前回までは評価性引当額の  
定義を設けない方向を示してい  
た。事務局は再検討した結果、  
税効果会計基準一部改正案の文  
言を追加し明確化を図る考えを

## 有償新株予約権の実務取扱 いは原案どおり公表日から 適用へ—ASBJ

会計

去る10月12日、企業会計基準  
委員会は第370回企業会計基  
準委員会を開催した。

#### 権利確定条件付き有償新株予 約権

第108回実務対応専門委員  
会での議論(今号本欄参照)を踏

示した。本文の修正案(傍線が  
追加)は次のとおり。

4項

(中略)

(注8)(略)

(1) 繰延税金資産の発生原因  
別の主な内訳を注記するにあ  
たっては、将来減算一時差異及  
び税務上の繰越欠損金等に係  
る繰延税金資産について回収  
可能性を判断した結果、将来の  
税金負担額を軽減する範囲を  
超える額として繰延税金資産  
から控除された額(以下、「評価  
性引当額」という。)(中略)当該  
税務上の繰越欠損金の額が重  
要であるときは、繰延税金資産  
から控除された額(評価性引当  
額は、(以下略)

まえ、公開草案のコメントへの  
対応が検討された。

適用時期について、「一定の予  
備期間を設けるべき」とのコメ  
ントを受け、事務局で再検討し  
た結果、「案1…公表日以後適用  
する」、「案2…平成30年X月X

日(たとえば4月1日)以後適用  
する」の2案が示された。しか  
し、委員からは案1を推す意見  
が多く聞かれ、公開草案どおり  
の規定となる見込み。

#### 税効果会計

第55回税効果会計専門委員会  
での議論(今号本欄参照)を踏ま  
え、公開草案のコメントへの対  
応が検討された。

#### 税効果

一部の委員からは「比較可能  
性に大きな問題が生じないので  
あれば、繰延法と資産負債法の  
選択を認めてもよいのでは」と  
の意見も聞かれたが、公開草案  
どおり繰延法のみを採用する方  
向で進められる見込み。

(2) 会計方針の変更に関する早  
期適用

表示や注記と違い、会計処理  
に関しては早期適用を認めない  
とする事務局案に、特段の反対  
意見は聞かれなかった。

#### 仮想通貨の会計上の取扱い

第108回実務対応専門委員  
会での議論を踏まえ、実務対応  
報告公開草案「資金決済法にお  
ける仮想通貨に係る会計処理等  
に関する当面の取扱い(案)」の  
文案が示され、審議が行われた。  
ただし、構成に対して、専門委  
員から異論が聞かれたため、見  
直しが行われている(項番号も  
変更となっている)。

(1) 範囲

表題のとおり、資金決済法に  
規定するすべての仮想通貨を対  
象とすることとされた。

(2) 仮想通貨の期末評価

保有する仮想通貨(預託者か  
ら預かった仮想通貨を除く)に  
ついて、活発な市場が存在する  
場合、市場価格に基づく価額を  
貸借対照表価額とし、簿価との  
差額を損益として認識する。活  
発な市場が存在しない場合、取  
得原価(①)をもって貸借対照表  
価額とし、期末の処分見込価額  
(②)が①を下回る場合には、②  
をもって貸借対照表価額とし、  
①と②の差額を損失として処  
理する(翌期に戻入れば行わな  
い)。

(3) 活発な市場が存在する仮想  
通貨の市場価格

これまでの審議では、最も取  
引が活発な仮想通貨取引所(販  
売所)の取引価格を参照するこ  
とが検討されていた。

しかし、アウトリーチで懸念  
が示されたため、実務対応報告  
案では、自己の取引実績の最も  
大きい仮想通貨取引所(販売所)  
の取引価格を市場価格とするこ  
ととされた(一定の場合には、  
自己の運営する仮想通貨取引所  
(販売所)の取引価格を市場価格  
とすることも可能)。

(4) 預託者から預かった仮想通貨  
 当初の認識は今号本欄記載の  
 とおり。

預かった仮想通貨に係る資産  
 の期末評価は、(2)と同様に行う。  
 ただし、返還義務として計上し

会計

## 公開草案等へのコメントレ ター提出要否、検討

—ASBJ、IFRS適用課題対応専門委

去る10月13日、企業会計基準  
 委員会第17回IFRS適用課  
 題対応専門委員会を開催した。  
 主な審議事項は次のとおり。

**公開草案「有形固定資産」意図  
 した使用の前の収入」(IAS  
 16号の修正案)**

前回(2017年9月10日号  
 (No.1489)情報フラッシュ参  
 照)に引き続き、コメントレター  
 の内容が検討された。

前回の専門委員会では、事務  
 局が示した「試運転の明確化を  
 行う提案には同意する一方で、  
 試運転時の販売収入および対応  
 する製造コストに関する処理を  
 純損益で認識する方向へ変更す  
 る提案に反対する」という提案  
 を支持する声が聞かれた。加え  
 て、本公開草案の提案では販売  
 収入に対応するコストとそれ以  
 外のコストの会計処理が異なる  
 こととなり、両者を区分する必

た負債の期末の貸借対照表価額  
 を、対応する資産の期末の評価  
 額と同額とすることで、預かつ  
 た仮想通貨に係る資産の期末評  
 価からは損益を計上しないこと  
 とされている。

要が生じる点について、実務上  
 困難であるとの意見があったた  
 め、この旨を追加記載すること  
 が事務局より提案された。

**公開草案「会計方針及び会計上  
 の見積り」(IAS8号の修正  
 案)**

本公開草案は、企業が会計方  
 針と会計上の見積りとを区別す  
 るのに役立つことを目的とし  
 て、IAS8号「会計方針、会  
 計上の見積りの変更及び誤謬」  
 を修正するものである。

事務局は、本公開草案が会計  
 上の見積りと会計方針の区別の  
 明確化につながるものだと考え  
 ている一方で、本公開草案の提案  
 により明確化された会計方針お  
 よび会計上の見積りに関して、  
 変更が生じた場合に遡及適用す  
 べきものの範囲が妥当であるか  
 どうかについては、さまざまな  
 意見が考えられるとしている。

このため、事務局は何らかの  
 コメントレターを出す方向で検  
 討を進める予定。

**2017年9月に開催された  
 IFRS-ICC会議において  
 アジェンダ決定案が公表され  
 た項目**

(1) IFRS15号「顧客との契  
 約から生じる収益」—不動産  
 契約における収益認識

IFRS15号の適用にあた  
 り、ある特徴を有する集合住宅  
 のI区画の販売契約に対する収  
 益認識の方法についてである。  
 当該方法については、住宅用の  
 不動産ユニットの販売の収益を  
 一定の期間にわたって認識すべ  
 きか、一時点で認識すべきかが  
 論点になる。

IFRS-ICC会議では、I  
 FRS15号の原則および定め  
 が、収益の認識時点を判断する  
 ための十分な基礎を提供してい  
 るため、基準設定アジェンダに

追加しないこととされた。

(2) IAS28号「関連会社及び  
 共同支配企業に対する投資」  
 —関連会社への有形固定資産  
 の拠出

新設の関連会社に有形固定資  
 産を当該会社の株式との交換で  
 拠出する取引を、企業がどのよ  
 うに処理するかについてであ  
 る。IFRS-ICC会議では、こ  
 の会計処理に関する、「共通支  
 配下の取引へのIFRS基準の適  
 用」、「関連会社への有形固定資  
 産の拠出による利得または損失  
 の消去」、「関連会社への有形固  
 定資産の拠出による利得または  
 損失(および関連会社への投資原  
 価)の算定」について検討がなされ  
 た結果、基準設定アジェンダに追  
 加しないこととされた。

\*  
 事務局は、(1)および(2)のア  
 ジェンダ決定案に対して、コメ  
 ントレターを出さない方向。

事務局は、(1)および(2)のア  
 ジェンダ決定案に対して、コメ  
 ントレターを出さない方向。

主な審議事項は次のとおりで  
 ある。

**条件付取得対価の取扱**

企業結合会計基準27項(1)  
 「将来の業績に依存する条件付  
 取得対価」で、企業結合日後に  
 追加的に交付または引渡しがさ  
 れる取得対価の取扱いが規定さ  
 れているが、「返還される場合」  
 の会計処理が含まれていないの  
 で、別途検討する必要がある。

条件付取得対価の取決めに基  
 づき対価の一部が返還された場  
 合であっても、対価の交付等を  
 受けた場合と同様の会計処理を  
 行い、対価を追加的に認識する  
 時点を、返還を受けることが「確  
 実となった時点」とするよう、  
 企業結合会計基準ならびに企業  
 結合・事業分離等適用指針の修  
 正案が示された。

専門員からは、おおむねの  
 方向性については賛同されたの  
 で、今後、文案について修正し  
 ていく予定。

**子会社株式の減損とのれんの  
 減損の関係**

(1) 資本連結実務指針の改正  
 日本公認会計士協会会計制度  
 委員会報告7号「連結財務諸表  
 における資本連結手続に関する  
 実務指針」(以下、「資本連結実務  
 指針」といふ)におけるのれんの  
 追加的な償却処理について、減  
 損会計基準に基づく連結財務諸  
 表におけるのれんの減損の考え

## 条件付取得対価、子会社等と のれんの減損の関係の議論、 始まる

去る10月13日、企業会計基準  
 委員会は、第96回企業結合専門  
 委員会を開催した。

今回は、次の論点について、  
 審議が行われた。

・「企業結合に関する会計基準」に  
 係る条件付取得対価の取扱  
 ・子会社、関連会社株式の減損と  
 のれんの減損の関係

方の整合性が検討された。

資本連結実務指針32項ののれんの追加的な償却処理は、超過収益力の減少を反映するという点では、連結財務諸表におけるのれんの取扱いの考え方と整合すると考えられるものの、特に子会社株式等に時価がある場合に、使用価値を考慮することなく株式の時価に基づいた減損処理を強制するという点で、連結財務諸表におけるのれんの減損の会計処理の考え方との整合性が必ずしも図れていない。

そこで、資本連結実務指針32項に基づくのれんの追加的な償却処理は、必ずしも有用な会計処理につながらない可能性があるため、同項を削除することが提案された。

削除する場合は、日本公認会計士協会に依頼することとなる。

## (2) 関連する論点

(1)に関連する論点として、減損の兆候の1つである「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」に子会社株式等の時価の著しい下落が含まれるか否かは、必ずしも明らかでないことが識別されている。

この「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」の「市場価格」は、直接的に連結財務諸表に計上されている資産または資産グループを構成

する固定資産の市場価格について述べていると考えられ、連結上消去される子会社株式等の時価の著しい下落がこの規定に含まれているか否かは、必ずしも明らかではない。

そのため、特定の上場連結子会社または上場持分法適用会社が資産グループを構成する場合は、それらの市場価格の下落を「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」に該当することが適切であるとして、次のように減損適用指針15項の次に追加する提案がされた。

15-2 上場連結子会社又は上場持分法適用会社が単独で連結財務諸表における資産又は資産グループを構成する場合は、

# 基準の改善に関するASU案、公表 — FASB

国際会計

去る10月3日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「基準(codification)の改善」を公表した。

FASBは、2009年に現在の基準書(Accounting Standards Codification)を確立した。これまでASUとして公表されていた基準書の「技術的

は、それらの株式の「市場価格(金融商品会計基準第6項参照)の著しい下落は「資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと」に該当する。

## (3) 検討

(1)と(2)の論点は両者関連するので、同時に検討が行われた。

専門委員からは、(1)について、事業者の立場から残してもらいたいという要望が出された。

(2)については、文案中の「単独で」という文言に、実務的に手間になるのではないかという懸念が示され、削ったほうがいいのではという意見も出された。

今回の検討を受け、再度見直しをしていく予定。

な修正と改善は、今後は「基準の改善」として公表される。

### 公開草案の内容

本公開草案は、基準の不整合をなくし明確化を図ること、基準を理解しやすくし、その適用を容易にするために、明確化のための変更、間違いの訂正、または重要性のない改善を行う

ている。

本公開草案の比較的重要と思われる項目は、次のとおりである。

- ・現行では、その他の包括利益として適格な項目として、資本剰余金の直接の修正として報告される現金で支払われない税金が挙げられているが、他の基準書との整合性からその項目を削除し、「特定の準再組織(Quasi-reorganization)に関する税金を追加する。
- ・負債が消滅した負債を再取得した場合、負債の再取得価格」と「消滅した負債の帳簿価額の差額が消滅した期間の損益として認識されるが、公正価値オプションを選択した負債の消滅については規定がなかった。そのため、公正価値オプションを選択した負債の消滅について、消滅した負債の帳簿価額は再取得日の公正価値で、関連するその他の包括利益で認識されていた損益は、消滅の損益に含まれることを規定する。

- ・「企業結合—法人税(サブ・トピック805—740)」と「法人税(トピック740)」の取扱いを整合させるために、取得後に取得企業に連結の法人税を配分するための3つの方法を削除する。
- ・負債または報告企業の資本と

して分類される商品の公正価値の測定については、それらの相場価格がなく、それらを他の者が資産として保有している場合には、その資産の相場価格を使用することがある。その場合、現行では、公正価値の測定にあたり、資産に関する譲渡制限を考慮しない」としているが、「考慮する」に変更する。

- ・金融資産と金融負債のグループを保有する企業は、条件を満たせば例外の規定(ネットで公正価値を測定する)を使用できるが、デリバティブとして会計処理される非金融項目を例外規定の対象として追加する。

### 適用関係等

コメント期限は2017年12月4日である。原則として、最終基準書の発行日から適用されるが、強制適用日が到来していないASUに関しては、そのASUの移行措置の適用が要求される。

## 「負の補償を伴う期限前償還要素」、公表——IASB

去る10月12日、IASBは「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS9号の修正)(以下、「本修正」という)を公表した。

### 修正前のIFRS9号

修正前のIFRS9号「金融商品」では、期限前償還条項が付されている金融資産について、償還額が、おおむね未払いの元本およびその元本に対応する利息(期限前償還に対する合理的な追加の補償を含み得る)を表すものである場合、この金融資産の契約上のキャッシュ・フローは、元本および利息の支払のみであるとされ(キャッシュ・フロー要件)、償却原価(またはFVTOCI)による測定を認めている。

### 本修正の内容

本修正では、金融商品の契約当事者は期限前償還時に補償を支払う場合も受け取る場合もあり、その補償が合理的な金額である限り、前述のキャッシュ・フロー要件を満たし得るとした。

この修正により、一部の法域でみられる、期限前償還時に公正価値などに基づく金額で償還される金融資産であっても、償

る場合はIFRS9号と同じ経過措置が適用される。また、IFRS9号の適用後に本修正を適用する場合でも、IFRS9号の経過措置のうち、本修正に

関連する経過措置の適用が可能となっている。

なお、本修正では、認識の中止を伴わない金融負債の条件変更または交換の会計処理という異なる論点に関して、IFRS9号を修正し明確化する必要はないという見解を、IFRS9号の結論の背景に追加している。

### 適用関係等

本修正は2019年1月1日以後開始する事業年度から適用されるが、早期適用も認められており、IFRS9号(2018年1月1日発効)と同時に適用することも可能である。

IFRS9号と同時に適用す

### 国際会計

## 「関連会社および共同支配企業に対する長期持分」、公表——IASB

去る10月12日、IASBは、「関連会社および共同支配企業に対する長期持分」(IAS28号の改訂)(以下、「改訂基準」という)を公表した。

### 改訂前の問題点

関連会社および共同支配企業に対する持分は、持分法に従って処理された投資先に対する投資の帳簿価額と、当該投資先に対する純投資の一部を実質的に構成する長期債権等の合計である。

たとえば、返済が計画されて

た。

### 改訂基準の内容

改訂基準では、IFRS9号の減損に関する規定は、関連会社および共同支配企業への金融資産であるが持分法が適用されないものにも適用され、これには実質的に当該投資先に対する純投資の一部を構成する長期債権等も含まれることが明確にされた。

このIFRS9号の減損の規定は、IAS28号「関連会社及

### 金融

## ECBの緩和縮小が直面する2つの問題

ユーロが今年に入り、対ドル・対円で上昇傾向を示している。これはデフレ促進要因となる

ため、今注目されている欧州中央銀行(ECB)による保有資産買入額の縮小計画に対してはマインナスである。9月6、7日のECB理事会の議事録によると、実際にこうした懸念が示されたようだ。本来ユーロ圏経済が順調に上向けば、2018年の初めから開始が見込まれる買入資産額の縮小は、ユーロ高が続けば、延期するか当初考えられたペースより抑制するといった選択肢も視野に入れざるを得なくなる。

### 適用関係

改訂基準は、2019年1月1日以後開始する事業年度から遡及的に適用されるが、早期適用も認められている。

そして、さらなる不確定要因が出てきた。スペイン・カタールニヤ州の独立問題だ。独立を問う住民投票が10月1日に行われたが、投票者数の89・3%が独立に賛成したと伝えられている。しかし、事前の世論調査では、賛成派は40〜50%程度だったというところで、その有効性には疑問が残る。しかも、スペイン政府は、カタールニヤ州政府の独立延期という妥協的な措置についても、独立の有無を明確にするように要求するなど、厳しい態度で臨んでいる。スペインの人口の16%を占め、バルセロナというスペイン

## この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年10月3日	開示検査事例集	証券取引等監視委員会	最近の開示検査の取組みや、開示検査で確認された不適切な会計処理およびその根本原因等を取りまとめたもの。昨年度までの「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」という名称を変更し、課徴金納付命令勧告は行わないものの、開示規制違反の根本原因を追究したうえで再発防止策を会社と共有した事例等も含めている。 <a href="http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20171003/01.pdf">http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20171003/01.pdf</a>	—
2017年10月13日	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)等	金融庁	企業会計基準公開草案60号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(案)」等の公表に伴い、所要の改正を行うもの。たとえば、当該公開草案で繰延税金資産・繰延税金負債の表示が変更されたことを受け、連結財務諸表規則様式4号(連結貸借対照表)の流動資産の項目から「繰延税金資産」が、流動負債の項目から「繰延税金負債」が削除されている。コメント期限は2017年11月11日まで。 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20171013.html">http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20171013.html</a>	—
2017年10月13日	改定版「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」	日本監査役協会	2017年3月に「監査法人のガバナンス・コード」が制定されたことを受け、会計監査人の評価および選定基準策定に当たり必要と考えられる項目を織り込んだもの。たとえば、監査法人の品質管理に関する確認事項として、監査法人の経営機能に関する項目や、その監督・評価機能に関する項目などが追加されている。 <a href="http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-389.html">http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-389.html</a>	—

### 証券

## ゴールドイロックス(適温)相場はいつまで続くか？

第2の都市を抱えるカタルーニャ州は、スペイン全体のなかでも経済が好調だ。1人当たりのGDPはスペイン全体よりも高水準で、失業率、特に若年層の失業率の低さが顕著だ。仮にスペインとの分離独立が成立したとすれば、ユーロ圏を離脱することになり、スペインの経済的な地位はその分低下する。イギリスはEU離脱を決めたものの、もとよりユーロ圏には非加盟だったため、ユーロ離脱の問題はなかった。しかし、カタルーニャの場合はEUのみならず、ユーロ離脱問題も浮上することになり、新たな混乱が想定される。この問題が長引けば、ユーロ圏が抱える経済的なリスクに焦点が当てられ続けることになり、金融緩和縮小計画を慎重に実行に移したいドラギECB総裁にとって、新たな困難を抱えることになる。

2017年は7のつく年だが、20世紀末期以来、7のつく年は10年ごとに金融パニックが発生している。年初来、今年も危険なことが起きはしないか、という話がよく出たものだ。リーマン・ショックは2008年秋であったが、世界的な金融危機は2007年に欧米の金融機関破綻が相次いだ辺りから、現実のものとなった。リーマンはいわば真打登場に過ぎなかったのだ。

2017年は、金融リスクとして、米金利の上昇・金融引締め、中国の銀行の莫大な不良債権、EUの一部の財政・金融危機などが警戒された。さらに地

政学リスクとして、北朝鮮、イスラム圏などが強く認識されたが、現在まで何とか逃げ切ってきた。このため、地政学リスク慣れといった表現も耳にする。結果的には9月上旬から世界同時株高が実現した。最後の4半期を前にした株価上昇率は、米日独仏が前年同期比20%強、アジア各国は同10%台後半と足並みを揃えている。例外的に英国は1桁となったが、EU離脱が尾を引いているのだろう。

が、これはリーマン・ショック後初めてであった。ただ、景気上昇だ、上方修正だといっても、過去の実績からみると、緩やかな回復であることに変わりなく、世界経済は今や長期停滞時期に入ったという、長期停滞説を打ち破るほどのものではない。景気の緩やかな回復・上昇はインフレ再燃を遠ざけ、金融緩和のネジの巻戻しも極めてぬるいものとなる。

こうした状況は、過熱せず、冷め過ぎてもない、いわゆるゴールドイロックス(適温)相場を実現させている。

では、このような相場はいつまで続くだろうか？ 1つの目安はPER(株価収益率)の水準である。世界同時株高となっても、現在、PERが20倍を上回っている国はほぼゼロ、しかも企業業績に増額修正の余地がある国が多い。

これから金融リスク、地政学リスクの表面化が避けられるとすれば、ゴールドイロックス相場は3カ月から6カ月続く可能性がある、とみたい。

このような株価の予想外といえる健闘は、世界経済の堅調さを反映するものだ。今年、国際機関による世界経済の成長率見通しは、途中で上方修正された